

「ひとり親家庭子育て応援事業（フードパントリー）」 の食品調達事業者の募集について（徳島県委託事業）

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭の経済的支援とともに、同様に経済的に打撃を受けた給食材料納入者など県内の商業事業者や農業従事者等を支援するため、徳島県より委託を受けて標記事業を公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会が実施いたします。

実施については、県内多くの事業者からのご協力が必要となりますので添付のとおり「ひとり親家庭子育て応援事業食品調達実施要領」を定め、食品調達事業者を募集いたします。

つきましては、下記の要件に該当し、事前登録を希望する事業者は、登録申込書を来る7月31日（金）までに必着するよう当連合会までご提出ください。

なお、この事業は、より多くの事業者にご協力いただきたく分割して依頼する場合がありますので予めご了承ください。

（対象事業者）

食品の調達については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業継続支援となるよう次の各号を満たす事業者とする。

- (1) 持続化交付金を申請した県内に事業所を有する事業者であること
- (2) 要領「別紙1」に示す商品の扱いがあること
- (3) 連合会が指定する場所（県内）及び数量を納品が可能であること

「ひとり親家庭子育て応援事業」食品調達実施要領

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「連合会」という。）は、徳島県から委託を受けた「ひとり親家庭子育て応援事業」（以下「応援事業」という。）に必要な食品の調達に関し、次の要領で実施する。

（応援事業の内容）

第1条 この事業は、次のとおりである。

- (1) 事業目的：ひとり親世帯へ経済的支援として徳島の食品を送付する。
- (2) 食品等の提供期間：令和2年7月1日から12月末まで（予定）
- (3) 実施方法：指定の期日・場所に食品調達事業者や農業関係者の食品を集め梱包し、ひとり親家庭に配送する。
- (4) 取扱総量：徳島の食品等@約3,000円×12,000セット
※より多くの事業者に効果があるよう分割して発注します。
- (5) 発注精算手順：①食品調達事業者を登録、②登録事業者へ発注、③指定期日・場所へ納品、④納品確認、⑤月末締めで請求、⑥翌月支払いとなる。

（食品調達事業者）

第2条 食品の調達は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、事業継続支援となるよう次の各号を満たす事業者から行う。

- (1) 持続化給付金を申請した県内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 「別紙1」に示す商品を扱っていること。
- (3) 連合会が指定する場所（県内）へ納品が可能であること。

（事前登録）

第3条 前条に該当する事業者で応援事業に協力しようとする者は、次により事前登録を行うものとする。

- (1) 「別紙2登録申込書」に必要事項を記載し、かつ、必要書類を添付し連合会あて郵送にて提出するものとする。
- (2) 提出期限は、令和2年7月31日（金）必着とする。

（実施上の連絡体制）

第4条 連合会は、事業責任者及び専任の担当者を置き、事業実施上の連絡調整を図るものとする。

2 登録事業者は、「別紙2登録申込書」に記載した連絡担当者により事業実施上の連絡調整を図るものとする。

徳島の食品（調達希望食品）

徳島県内企業が生産した1ヶ月以上賞味期限のある食品で常温での輸送が可能なもの

- カップラーメンや袋麺
- 味付のり
- レトルトのカレーや丼もの
- 「いりこみそ」などのお総菜加工品（液漏れ等が生じないもの）
- 菓子
- 味噌・醤油（輸送時に破損等の恐れがある容器のものは不可）
- お茶
- 乾燥ワカメ等
- その他の徳島県産食品

※送料や梱包の関係からペットボトル飲料、利用者が消費する期間を考慮して野菜・肉・魚などの生鮮食品等は除きます。

別紙2 「ひとり親家庭子育て応援事業」食品調達登録申込書

次のとおり「ひとり親家庭子育て応援事業」食品調達実施要領第2条に該当しますので、登録を申込みます。

事業者（会社）名	
代表者職・氏名	会社印
所在地（住所）	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
連絡担当者 （携帯電話）	（ ）

【添付書類等】（□に✓を入れてください。）

「持続化給付金」を申請したことが分かる書類

持続化給付金申請受付メールの「給付金の申請が分かる箇所」の写し

事業者名義の通帳の「表紙」及び「給付金の振込が分かる箇所」の写し

学校給食食材納入事業者ですか？ はい いいえ

（「はい」の場合は、納入先市町村・給食センター名等をご記入ください。）

次の項目を確認の上、食品調達登録を申込みます。

注文日を含め、5日（土日祝除く）以内に納入できます。

食品の賞味期限は1ヶ月以上のものとできます。

送料や人件費は商品代金に含まれています。

「扱い数量の上限」欄は、100～1,000の範囲で記入しました。

商品毎に注文を受ける事ができます。

食品名	商品名	扱い数量の上限	単位	取扱	備考
【記入例】味付のり	おにぎりのり	300	個	○	8切48枚
カップラーメン					
袋麺					
味付のり					
レトルトのカレー・丼もの					
常温管理の加工食品					
半田手延べ素麺・お総菜加工品（いりこみそなど）・菓子・阿波番茶・乾燥ワカメ・梅干し等液漏れの恐れのないもの					
主な食品を5品目まで記入					

「取扱」欄は、可能であれば「○」印を付けてください。